別紙様式第六号中「リース債務」を「リース債務
資産除去債務」に改める。

別紙様式第八号第一の11中「政府短期証券」を「国庫短期証券」に改め、同様式第一の15中

旧所要自己資本の額に主務大臣が定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に12.5を乗じて得た額		

を

信用リスク・アセット調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額		

に改め、同様式第二中「とする。」の次に「ただし、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の９に規定する持分法損益等に関する事項を付記すること。」を加える。

別紙様式第九号第一の11中「政府短期証券」を「国庫短期証券」に改め、同様式第一の16中

旧所要自己資本の額に主務大臣が定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に12.5を乗じて得た額		

を

信用リスク・アセット調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額		

に改め、同様式第二中「とする。」の次に「ただし、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の９に規定する持分法損益等に関する事項を付記すること。」を加える。

別紙様式第十号第一の３中

旧所要自己資本の額に主務大臣が定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に12.5を乗じて得た額		

を

信用リスク・アセット調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額		

に改める。

別紙様式第十号第二の２記載上の注意１中⑳を㉒とし、⑷から⑲までを⑹から㉑までとし、⑶の次に次のように加える。

⑷　金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項

⑸　賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項

別紙様式第十号第二の２の２記載上の注意中７を９とし、６の次に次のように加える。

７　当該事業年度において、合併対象財産（第108条の２に規定する合併対象財産をいう。以下同じ。）の全部に、合併（第74条第３項第１号に規定する合併をいう。以下同じ。）により消滅する信用農水産業協同組合連合会（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第２条第２項に規定する信用農水産業協同組合連合会をいう。以下同じ。）における当該合併の直前の帳簿価格を付す合併が行われた場合には、次に掲げる事項を注記すること。

⑴　当該合併直前における当該合併に係る信用農水産業協同組合連合会の名称、合併の目的及び合併日

⑵　合併比率及びその算定方法並びに出資１口当たりの金額

⑶　信用農水産業協同組合連合会から引き継いだ資産、負債及び純資産の額並びに主な内訳並びにこれらについて帳簿価格で評価している旨

⑷　会計処理方法を統一している旨。なお、複数の会計処理方法を同一の事業年度に統一できない場合には、その旨及びその理由

８　当該事業年度において、合併対象財産の全部に、対価として交付する現金等の時価を付す合併が行われた場合には、次に掲げる事項を注記すること。

⑴　当該合併直前における当該合併に係る信用農水産業協同組合連合会の名称、合併の目的及び合併日

⑵　合併比率及びその算定方法並びに出資１口当たりの金額

⑶　発生したのれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間

⑷　合併日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳並びにこれらについて時価で評価している旨並びに当該合併について合併対象財産の全部を対価として交付する現金等の時価を付す合併と判定した理由

⑸　合併契約において、当該合併契約締結後の将来の事象又は取引の結果により当該合併の対価として、現金等を追加的に交付し又は引き渡す旨規定している場合は、その旨及び内容並びに当該事業年度以降の会計処理の方針

⑹　取得原価の配分が完了していない場合には、その旨及びその理由並びに合併が行われた事業年度の翌事業年度以降において取得原価の当初配分額に重要な修正がなされた場合には、その修正の内容及び金額

別紙様式第十号第二の３記載上の注意中６を８とし、５を７とし、４の次に次のように加える。

５　当該事業年度において、合併対象財産（第108条の２に規定する合併対象財産をいう。以下同じ。）の全部に、合併（第74条第３項第１号に規定する合併をいう。以下同じ。）により消滅する信用農水産業協同組合連合会における当該合併の直前の帳簿価格を付す合併が行われた場合には、次に掲げる事項を注記すること。

⑴　計算書類に含まれる当該合併に係る信用農水産業協同組合連合会の業績の期間

⑵　当該合併に要した支出額及びその科目名

６　当該事業年度において、合併対象財産の全部の取得原価を、対価として交付する現金等の時価を付す合併が行われた場合には、次に掲げる事項を注記すること。

⑴　計算書類に含まれる当該合併に係る信用農水産業協同組合連合会の業績の期間

⑵　当該合併に係る信用農水産業協同組合連合会の取得価格及びその内訳

⑶　負ののれん発生益の金額及び発生原因

附　則

１　この命令は、公布の日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の農水産業協同組合の優先出資に関する命令第二十七条の規定並びに第二条の規定による改正後の農林中央金庫法施行規則（次項において「新規則」という。）第二十一条の二及び第四十六条第一項第二号の規定は、平成二十二年三月三十一日に終了する事業年度に係る通常総会に係る総会参考書類から適用し、当該通常総会より前に開催された総会に係る総会参考書類については、なお従前の例による。

３　新規則別紙様式は、平成二十二年四月一日に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。ただし、新規則別紙様式第二号の表及び別紙様式第六号は、平成二十二年四月一日に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。